

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 05 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員 (16 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第 3 号 非農地の承認について

報告事項 (1) 専決事項

4 月許可決定の 4 条 3 件、5 条 2 件については、長野県農業会議から 4 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。何かとお忙しい中、全員の皆さん方へ出席していただきまして、大変ありがとうございました。昨日は久しぶりの雨が降ったわけでありまして、農作物については一息ついたんじゃないかなと思います。そんなに降ったとは思われなかったわけですが、短時間に集中的に降ったというような状況でございましたので、その分いいお湿りがあったかなと思っております。また大変これから暑くなります。何かとお忙しいところでございますので、皆さん方には十分体には気をつけていただきたいなと思います。また今月の初めには上島さんと栗澤さんには、大豆畑のしろかきをしていただきました。十分水も入れていただきましたので連作障害もなくすばらしい豆になるかわかりませんが、まずまずの豆ができるんじゃないかなと大いに期待しているところでございます。それに対しましてもまた今後いろいろ皆さん方にはご支援ご協力をお願いしたいなと思います。今月の行事でございますが、私がちょっと出席する関係で、上伊那郡の農業委員会協議会の会長会議が伊那市でございましてこれが5月21日、それから全国の農業委員会の会長会議が東京でもって5月の28日ですか、ありましてその後国会議員との懇談会等ございます。それにいきますのでまたよろしく申し上げます。何かとお忙しい中でございますがこれからもよろしく申し上げます。それから大変遅くなりましたけれどもご案内のとおりの本日、歓送迎会をやるということになりましたので、多くの皆さん方の、できるだけ多くの皆さんにご出席していただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶といたしますがご審議よろしくお願ひいたします。

それでは座ったまま進行させていただきます。3番の議事録の署名委員の指名でございますが、11番の竹淵委員、12番の宇治委員、よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが4番の議事に入らせていただきます。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【農地法第3条の規定による許可申請について1番朗読】

<原事務局次長>

この件は、今年3月の総会で農地法3条目的の買受適格者証明願があり、皆さんに3条の要件を満たすかどうかご審議をいただいた件でございます。申請者が申請地を落札しましたので、3条申請が出されてまいりました。繰り返しになりますがご説明いたします。

1番、大字樋口…、地目は田、922 m²を、箕輪町大字中箕輪…のAさんが取得したいというものです。譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は56aで下限面積を超えております。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。この件につきましては、桑澤委員、下田委員から意見をいただいております。以上です。

<尾坂会長>

桑澤委員お願いします。

<16番桑澤委員>

16番の桑澤が説明いたします。(場所の説明)何の問題もありません、今事務局の言ったとおりでありますのでよろしくご審議のほうお願いします。

<尾坂会長>

はい、これ前審査して。

<千田書記>

はい、買受適格証明を受けられた方です。

<尾坂会長>

ということで3月に出て、一度説明したものでございますが。この件につきまして何かご質問等ございましたら。「(意義なし)の声)いいですか、意見が、ご意見がないようでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。次の件。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条について説明いたします。

1番、所有権の移転でございます。図面は1枚目表でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字神田…番、地目は田、面積955㎡と、大字伊那富字神田…番、地目は田、面積10㎡、以上2筆を、駒ヶ根市赤穂…番地のBが取得し、宅地分譲地とするための申請でございます。譲受人は宅建業免許を有する不動産業者で、申請地と隣接する宅地を合わせ1933.64㎡を、6区画の宅地分譲地とする計画です。申請地は、第1種住居地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

詳細について宮原委員でいいですか。お願いします。

<14番宮原委員>

はい、それでは14番宮原が報告をいたします。4月10日に上島、竹淵、私と三人が立会いをいたしました。(場所の説明)地図では建物ありますがこれは現在更地になっておりそこから線路までに住宅を建てるということでございます。申請につきましては業者が測量に入ってしっかりした境界杭が入っています。ということで(前面)道路は上下水道が埋設されているということです。いずれにしても境界ははっきりしているということで問題ないかなということで認可の方向で検討してまいりました。ご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

この件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

<8番野澤委員>

許可は、ここでいいの。ほかのところも一緒にしないと、道路。

<14番宮原委員>

道路はこのほぼ中央に、アパートが建ってたのですけれどもそれとの境界でずっと道路のなかへ建てるということ。

<飯澤事務局長>

この道は位置指定道路となっております。東に5メートル幅員の位置指定道路といひまして町道と同じような、法的にですね、道路が接道とされて分譲するものでありますのでよろしくお願ひいたします。

<14番宮原委員>

そういう場合は道路作った場合は町道が編入するわけ。

<飯澤事務局長>

町道にはならないです。建築基準法も通るといひますかね。(原事務局次長が図面をもとに道の説明)接道状態が分からなかったと思いますので次回からは明記するようにします。

<尾坂会長>

道路は大事ですのでよろしくお願ひいたします。この件につきまして何かご意見等ございましたら。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件については許可することといたします。2番について説明お願ひします。

<原事務局次長>

(説明の前に議案書の訂正)

2番、使用貸借権の設定でございます。図面は1枚目の裏になります。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は畑、面積383㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが使用貸借し、一般住宅の新築をするための申請でございます。借受人は現在家族とアパートに暮らしておりますが手狭であり近いうちに子供も生まれることから、実家近くの父所有の申請地を使用貸借して新居を建築する目的でございます。申請地は、10ヘクタール以上の広がりのある農用地内で特定土地改良区施工区域内ですので、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地にあたりますが、集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。3月13日付で農振からは除外の公告が済んでおり、また、西部辰野土地改良区からの意見書も添付されております。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

この件につきまして有賀委員、野澤委員ですか。野澤委員お願いします。

<8番野澤委員>

(場所の説明)道路は二方ですけれどもこの北側を前でというような、道路に上下水道通っておりますし(実際は上下水道なし、水管建設中)境界杭もきちんとうってあります。よろしくをお願いします。

<尾坂会長>

なにかこの件につきましてご意見ご質問等ございましたら。親子ですねこれは。この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。「なし」の声)はい、意義ないということでございますのでこの件について許可いたします。

<原事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。図面は2枚目の表です。

鎌倉市山之内…のAさんが所有いたします、大字平出…番地、地目は田、面積405㎡と、横浜市神奈川区三ツ沢下町…のBさん、横浜市保土ヶ谷区峰沢町のCさん、それと先ほどのAさんの3人で共有の、大字平出…番地、地目は田、面積65㎡、以上2筆を、箕輪町大字中箕輪…にお住まいのDさんとEさんが連名で取得し、一般住宅の新築をするための申請でございます。譲受人は現在アパートに暮らしておりますが、子供の成長に伴い持家を建築したいということで、申請地を取得し夫婦連名で住居を建築したい計画でございます。申請地は、第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして赤羽委員お願いいたします。

<赤羽職務代理者>

それでは赤羽が説明させていただきます。4月10日、下田委員と現地を確かめました。(場所の説明)ここは前も、左の土地の所有権の移転がありまして現地立会いたところなんです、そのようにきちっと区画がコンクリートですかね、仕切ってありまして、

隣地のほうにも何も迷惑がかからないようになっております。ですので確認をしまして下田委員とともに認めました。以上です、よろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)はい、こういう宅地化されたようなところでございますので、異議なしということでございますのでこれにつきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして第4番目申し上げます。

<原事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。図面は2枚目の裏です。

諏訪市末広…にお住まいのAさんが所有いたします、大字上平出…番地、地目は田、面積295㎡を、諏訪市湖南…にお住まいのBさんが使用貸借し、一般住宅の新築をするための申請でございます。借受人は現在家族とアパートに暮らしておりますが、手狭となったことと祖母の介護にそなえるため申請地を使用貸借し、住宅を建築する目的でございます。申請地は、いずれの農地区分用件にも該当しませんので、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地ですが位置的代替性がなく、また集落にも接続していることから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、赤羽代理、栗澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、じゃ赤羽委員説明お願いいたします。

<赤羽職務代理者>

それでは赤羽が説明させていただきます。(場所の説明)4月19日栗澤委員と確認をさせていただきました。以前に非農地申請が出ておりましたそのときに下田委員と確かめてありましたけれども今回栗澤委員と現地を立会いさせていただきました。きちっとした境界線もあり、道路も通っております。また、上下水道もすべて近くまできておりますので問題ないと認めました。以上よろしく申し上げます。

<尾坂会長>

はい、この件につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「異議なし」の声)異議なしということでございますので許可することといたします、どうもありが

とうございました。続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計3件、6筆ですね、面積は合計で4,954㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)利用権設定でございます、このように決定したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。続きまして議案第3号お願いいたします。非農地の承認です。

【議案第3号、非農地の承認について】

非農地証明書の交付申請でございます。図面は3枚目になります。

東京都八王子市めじろ台..丁目…番地にお住まいのAさんから、大字赤羽..番、登記地目は畑、433㎡について申請がありました。理由としまして、申請地は申請者の亡き祖父が昭和の時代に辰野から東京に移住する際に、植林したものと思われ、周囲も山林となっております。よって、農地に復元するのは容易ではなく農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。この件につきましては、栗澤委員、赤羽代理が現地を確認しております。

<尾坂会長>

はい、じゃこの件につきまして栗澤委員よろしくお願ひします。

<16番栗澤委員>

16番栗澤が説明します。(場所の説明)山中でね、全然、分かんんです、よく。場所っていか場所は分かってるんですけど、それでこれじゃどうしようもないつちゅことで承認しましたけれど。

<尾坂会長>

すでに山林化してるわけですね。

<16 番栗澤委員>

ええ、山林化しています。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。「なし」の声)すでに山林化してかなり山の中に入ってますのでこの件について承認しますのでよろしくお願いします。次に報告事項でございます(1)専決事項について(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明お願いいたします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思っております、4月許可決定の 4 条 3 件、5条 3 件につきましては、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出ということで合意解約でございますが 2 件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

報告事項(1)(2)につきましてなにかご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声)ご意見ご質問等ございませんのでこのような報告でございますのでご了解願いたいと思っております。以上でもって議事については終了させていただきます。ありがとうございました。

その他

○平成 27 年度味噌づくり体験について

千田から、役員会決定事項について説明

有賀農政部長から作業日程について説明

・5/23(土)AM8:00 作業(草刈、耕耘、看板)トラクター上島委員

- ・5/22 たのめ堆肥豊沃1トン搬入、株間 15 ㍍、畝幅 80 ㍍、ギンレイ種子 8 ㍍。
- ・種まき 6/6(土)参加者 AM9:00、委員集合 AM8:30

○研修旅行について

原事務局次長説明、全員参加を、キャンセル料とられる前に。

小澤委員欠席

○次回委員会開催日

6月2日(火) 午前10時30分から 役場第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印